

12cm		8cm
(表面)		
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">官職名 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">土壤改良資材 立入検査職員 身分証明書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣（地方農政局長） 印</p>	<p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣（地方農政局長）印</p>	

(裏面)

地力増進法抜すい
(報告及び立入検査)

第十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者若しくは販売業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、土壤改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十三条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。